



各支援制度の詳細については、仙台市ホームページをご確認ください。

分野	支援制度	制度概要	罹災証明	罹災証明の基準(数値は損害割合)						問い合わせ先
				一部損壊 10%未満	準半壊 10%以上 20%未満	半壊 20%以上 30%未満	中規模半壊 30%以上 40%未満	大規模半壊 40%以上 50%未満	全壊 50%以上	
住宅等の 修繕・補修 など	被災住宅の応急修理制度 ※令和5年3月31日で申込み受付は終了しました。	住宅の日常生活に必要な欠かすことのできない部分であって、応急的に修理を行うことが適当な箇所について、仙台市が施工業者に修理を依頼し、一定の範囲内で応急修理を行います。 【支給限度額】 ・準半壊:30万円以内 ・半壊以上:59万5千円以内	必要	—	○	○	○	○	○	財政局財産管理課 電話:022-214-1288・ 022-214-8122
	宅地擁壁の支援制度	地震等の自然災害により被災した擁壁等の安全対策工事や、復旧工事・応急対策に係る費用の一部を補助します。 高さ2m以上の擁壁が対象となります。 (1) 専門家派遣制度 市から無料で専門家を派遣し擁壁を診断、所有者に助言 (2) 安全対策工事に係る助成金制度(恒久対策) 老朽化した擁壁や被災した擁壁を新しくする工事に対して、工事費用の100万円を超えた金額の1/3(上限200万円) (3) 安全対策工事に係る助成金制度(応急対策) 被災した擁壁の二次被害防止費用の1/2(上限60万円)	不要	罹災にかかわらず、要件を満たせば対象となります。 担当課までお問い合わせください。						都市整備局宅地保全課 電話:022-214-8450
	仙台市ブロック塀等除却工事補助金交付事業	公道等(国道、県道、市道及び小学校の指定通学路)に沿って設けられたブロック塀等のうち、特に危険と認められたブロック塀等の除却に対して工事費用の一部を補助します。 【補助対象経費】 次のいずれか少ない金額 ・ブロック塀等除却工事に要する経費 ・除却するブロック塀等の長さ1m当りに8万円を乗じた額 【補助金額】 ・スクールゾーン内:補助対象経費の5/6以内(上限18万7千円) ・スクールゾーン外:補助対象経費の2/3以内(上限15万円)	不要	罹災にかかわらず、要件を満たせば対象となります。 担当課までお問い合わせください。						各区役所街並み形成課 青葉区役所:022-225-7211(代表) 宮城野区役所:022-291-2111(代表) 若林区役所:022-282-1111(代表) 太白区役所:022-247-1111(代表) 泉区役所:022-372-3111(代表)
	被災した家屋の解体撤去 ※令和4年8月26日で申請受付は終了しました。	被災した家屋について、所有者の申し出に基づき、仙台市が解体撤去を行います。(申請期間:令和4年6月30日～8月26日) なお、申請受付開始前(6月29日)までに解体撤去を行った方についても、申請を受け付けます。一定の基準のもと、費用の償還を行います(支払った費用の全額を保証するものではありません)。	必要	—	—	○	○	○	○	環境局環境企画課 電話:022-214-8218
仮住居の提供	応急仮設住宅の提供 ※令和5年3月31日で申込み受付は終了しました。	住宅に甚大な被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない世帯を対象に、災害救助法に基づく応急仮設住宅(賃貸型応急住宅、いわゆる「みなし仮設住宅」)を提供します。	必要	半壊に至らなくても、避難指示を受ける等により、長期にわたり自らの住居に居住できない方は対象となる場合があります。 半壊～大規模半壊で、かつ、住み続けることが困難な程度の傷み等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方が対象となります。						監査事務局監査課 電話:022-214-4650



各支援制度の詳細については、仙台市ホームページをご確認ください。

分野	支援制度	制度概要	罹災証明	罹災証明の基準(数値は損害割合)						問い合わせ先
				一部損壊 10%未満	準半壊 10%以上 20%未満	半壊 20%以上 30%未満	中規模半壊 30%以上 40%未満	大規模半壊 40%以上 50%未満	全壊 50%以上	
ごみの処分	ごみの自己搬入手数料の減免 ※令和4年4月28日で終了しました。	災害によって発生したごみの自己搬入手数料を減免します。(「罹災届出証明書」が必要) 【対象】 令和4年3月16日に発生した地震の被害により発生したごみで、市の処理施設で処理可能なもの	不要	「罹災届出証明書」の交付を受けていれば対象となります。						環境局家庭ごみ減量課 電話:022-214-8226
児童・生徒の支援	児童・生徒に対する学用品の支給 ※令和5年3月31日で申請受付は終了しました。	令和4年福島県沖を震源とする地震により、被害を受け学用品等を失った児童・生徒に対して教科書や教材、文房具、通学用品を支給します。 【支給上限(実費)】 以下の金額の範囲内で、原則として現物を支給します。 ・小学校児童 一人当たり 4,500円 ・中学校生徒 一人当たり 4,800円 ・高等学校等生徒 一人当たり 5,200円	必要	—	—	○	○	○	○	【学用品について】 教育局学事課:022-214-8861 【教科書について】 (小中学校・中等教育学校前期課程) 教育指導課:022-214-8875 (高校・中等教育学校後期課程) 高校教育課:022-214-8422
	保育料の減免 ※令和5年3月31日で申請受付は終了しました。	災害により居住する家屋に著しい損害を受けた場合は、申請により保育料の減免が受けられる場合があります。 【対象保育施設等】 認可保育所、認定こども園(2号・3号認定のみ)、小規模保育事業、保育ママ、事業所内保育事業 【減免額】 ・半壊、中規模半壊、大規模半壊:1/2(発災当月から6月間) ・全壊:全額(発災当月から6月間) 【減免の申請期限】 令和5年3月31日	必要	—	—	○	○	○	○	保育施設等を管轄する区役所の保育給付課または宮城総合支所保健福祉課 青葉区役所:022-225-7211(代表) 宮城野区役所:022-291-2111(代表) 若林区役所:022-282-1111(代表) 太白区役所:022-247-1111(代表) 泉区役所:022-372-3111(代表) 宮城総合支所:022-392-2111(代表)
見舞金の支給	災害見舞金	災害により住家に被害を受けた世帯に対し、被害の程度等に応じて見舞金を支給します。(ただし、被災者生活再建支援法による給付又は災害救助法による応急修理等の申請をしていない世帯に限ります。) 【支給額】 ・半壊、中規模半壊、大規模半壊:1~5万円(世帯員数による) ・全壊:2~7万円(世帯員数による)	必要	—	—	○	○	○	○	各区役所保健福祉センター・宮城総合支所管理課・秋保総合支所保健福祉課 青葉区役所:022-225-7211(代表) 宮城野区役所:022-291-2111(代表) 若林区役所:022-282-1111(代表) 太白区役所:022-247-1111(代表) 泉区役所:022-372-3111(代表) 宮城総合支所:022-392-2111(代表) 秋保総合支所:022-399-2111(代表)
義援金の支給	災害義援金 ※令和5年1月31日で申請受付は終了しました。	災害により重傷を負った方、住家に被害を受けた世帯に対し、被害の程度に応じて義援金を配分します。 【支給額】 ・全壊:12万5,960円 ・半壊:6万2,980円(大規模半壊・中規模半壊含む) ・重傷:6万2,980円	必要	—	—	○	○	○	○	健康福祉局社会課 電話:022-214-8541



各支援制度の詳細については、仙台市ホームページをご確認ください。

分野	支援制度	制度概要	罹災証明	罹災証明の基準(数値は損害割合)						問い合わせ先
				一部損壊 10%未満	準半壊 10%以上 20%未満	半壊 20%以上 30%未満	中規模半壊 30%以上 40%未満	大規模半壊 40%以上 50%未満	全壊 50%以上	
支援金の支給	被災者住宅再建支援制度	<p>災害により住家に被害を受けた世帯に対し、被害の程度と再建方法に応じて支援金を支給します。</p> <p>【支給額】 18万7,500円～300万円 ※罹災判定、住宅の再建方法、世帯構成によって異なります。</p> <p>【申請期間】 ・基礎支援金: 令和5年4月17日(月)まで ※災害のあった日から13ヶ月の間 ・加算支援金: 令和7年4月15日(火)まで ※災害のあった日から37ヶ月の間</p>	必要	—	—	△	○	○	○	健康福祉局社会課 電話:022-214-8541
生活資金の貸付	災害援護資金の貸付 ※令和4年6月30日で終了しました。	<p>災害により世帯主が重傷を負った、または、住居・家財に著しい損害を受けた世帯のうち、一定の所得に満たない世帯に対し、生活の立て直しをするための資金の貸付を行います。</p> <p>【貸付限度額】 150万円～350万円(被害の種類・程度、所得要件による)</p> <p>【貸付条件】 据置期間経過後 年1.5%(連帯保証人ありの場合は無利子) 償還期間10年(据置期間3年を含む)</p>	必要 (住居の損害により申し込む場合)	—	—	○	○	○	○	健康福祉局災害援護資金課 電話:022-214-8566

半壊に至らなくても、世帯主の負傷の程度や家財の損害状況により対象となる場合があります。